

## 中間前金払に関する「Q & A」

令和5年11月6日  
制定

改正 令和7年11月18日

### Q 1 中間前金払とは？

【A 1】建設工事においては、契約金額の10分の4以内を前金払として支払っていますが、それに加えて施工の中間時期以降に10分の2以内を追加して支払うことを「中間前金払」といいます。

中間前金払は、工事代金を円滑かつ速やかに支払うことで、建設業者の資金需要に対応するものです。

### Q 2 中間前金払の対象工事は？

【A 2】中間前金払の対象工事は、1件の予定価格が400万円（消費税を含む。）を超える工事で、当初の前金払を受領していることが必要です。

### Q 3 中間前金払制度のメリットは？

【A 3】部分払の場合は、出来形検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、部分払に比べて検査等にかかる手間と時間が大幅に節約され、工事の進捗への影響が少なくなります。

なお、請求時に保証事業会社の保証証書が必要になりますが、当初の前金払に比べて保証料が低廉（保証料率0.065%）されています。

### Q 4 中間前金払を請求できる要件は？

【A 4】次の全ての要件を満たしているとともに、請求する前にその認定（Q 7参照）を受けることが必要です。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② ①の時期までに実施すべき工事が行われており、工事の進捗額が請負代金額の2分の1以上であること。

### Q 5 工程表に比べ作業が遅れているが、中間前金払の請求はできますか？

【A 5】中間前金払の請求はできます。上記「A 4」の要件を満たしていれば、請求することができます。

### Q 6 工事現場等に搬入された材料等は、その額を経費に加算することはできますか？

【A 6】検査済の材料等は、その額を経費に加算することができます。上記「A 4②」の経費に加算して認定請求書を提出してください。

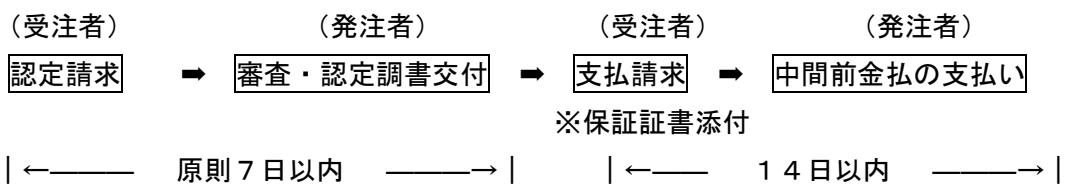
Q 7 中間前金払の認定に必要な書類は？

【A 7】中間前金払認定請求書（別記第1号様式）に工事の進捗率を示す書類（工事履行報告書（別記第3号様式）等）を添えて、原則として監督員に提出してください。

Q 8 中間前金払の支払いまでの期間はどの程度かかりますか？

【A 8】中間前金払にかかる認定の請求があった場合、発注者は直ちに認定要件の審査を行い、要件を満たしているときは、原則として認定請求書を受理した日から7日以内に中間前金払認定調書（別記第2号様式）を交付することとします。

また、中間前金払は支払請求書を受理した日から14日以内に支払いします。



Q 9 中間前金払の支払請求の時期と提出書類はどうなっていますか？

【A 9】中間前金払の認定請求を行い、発注者から中間前金払認定調書（別記第2号様式）が交付された後、保証事業会社と保証契約を締結した上で、中間前金払請求書に保証証書を添付して業務農地課に提出してください。

Q 10 請負契約が変更されていた場合、中間前金払はどうなりますか？

【A 10】中間前金払は、契約金額の20%以内で、かつ前金払（中間前金払を含む。）の支払総額が60%を超えないこととなっています。

① 増額変更の場合

「変更後の契約金額 × 60% - 受領済みの前金払 > 変更後の契約金額 × 20%」となりますので、「変更後の契約金額 × 20%」が中間前金払の額となります。

(例) 契約金額 1,000 万円、増額変更 200 万円、前払金 400 万円  
12,000,000 円 × 60% - 4,000,000 円 > 12,000,000 円 × 20%  
(3,200,000 円 > 2,400,000 円)  
⇒ 中間前払金請求可能額 : 2,400,000 円

② 減額変更の場合

「変更後の契約金額 × 60% - 受領済みの前金払 < 変更後の契約金額 × 20%」となりますので、「変更後の契約金額 × 60% - 受領済みの前金払」が中間前金払の額となります。

(例) 契約金額 1,000 万円、減額変更 200 万円、前払金 400 万円  
8,000,000 円 × 60% - 4,000,000 円 < 8,000,000 円 × 20%  
(800,000 円 < 1,600,000 円)  
⇒ 中間前払金請求可能額 : 800,000 円  
ただし、減額変更に応じた前払金 800,000 円が返還されている場合は、  
中間前払金請求可能額は 1,600,000 円となります。

Q11 契約変更により工期延長されていた場合、要件の「工期の2分の1」の扱いは？

【A11】契約変更後の延長された工期の2分の1とします。

Q12 当初400万円以下の工事が、設計変更で400万円を超えた場合は？

【A12】当初の予定価格が400万円以下であった工事については、その後の増額変更により金額が400万円を超えた場合でも中間前金払の対象としません。

なお、当初の予定価格が400万円を超えた工事については、その後の減額変更契約により金額が400万円以下となった場合でも中間前金払の対象とします。

Q13 「部分払」との関係はどうなりますか？

【A13】中間前金払と部分払は併用できません。契約する際に、当初の前金払以降の支払いについて、中間前金払と部分払のいずれかを受注者が選択していただきます。